

件名

金融商品取引法施行令第六条の二第二項の規定に基づき、電子情報処理組織を指定する件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第六条の二第二項第二号の規定に基づき、金融商品取引法施行令第六条の二第二項の規定に基づき、電子情報処理組織を指定する件（平成二十四年金融庁告示第七十五号）の一部を次のように改正する。

令和四年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>金融商品取引法施行令第六条の二第二項第二号に規定する金融庁長官の指定する電子情報処理組織は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 ジャパンネクスト証券株式会社<sup>一</sup>が、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第十号に掲げる行為に係る業務において使用する電子情報処理組織（PTS第1市場及びPTS第2市場に係るものに限る。）</p> <p>二 Cboeジャパン株式会社<sup>二</sup>が、金融商品取引法第二条第八項第十号に掲げる行為に係る業務において使用する電子情報処理組織（Cboe Alpha及びCboe Selectに係るものに限る。）</p> <p>三 大阪デジタルエクスチェンジ株式会社<sup>三</sup>が、金融商品取引法第二条第八項第十号に掲げる行為に係る業務において使用する電子情報処理組織</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">「同上」</p> <p>一 SBIジャパンネクスト証券株式会社<sup>一</sup>が、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第十号に掲げる行為に係る業務において使用する電子情報処理組織（PTS第1市場及びPTS第2市場に係るものに限る。）</p> <p>二 チャイエックス・ジャパン株式会社<sup>二</sup>が、金融商品取引法第二条第八項第十号に掲げる行為に係る業務において使用する電子情報処理組織</p> <p style="text-align: center;">「号を加える。」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。